

第2回世田谷区基本構想審議会 会議録

平成24年3月30日

世 田 谷 区

第2回世田谷区基本構想審議会 会議録

【日 時】 平成24年3月30日（金） 午後6時～午後7時47分

【場 所】 世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

【出席者】

■委 員 飯田哲也、大杉覚、大橋謙策、小林正美、竹田昌弘、坂東真理子、松島茂、宮台真司、森岡清志、森田明美、上野章子、宇田川國一、大森猛、桑島俊彦、永井ふみ、松田洋、宮田春美、宮本恭子、風間ゆたか、上島よしもり、桜井純子、高橋昭彦、田中優子、村田義則（以上24名）

■ 区 秋山副区長、宮崎政策経営部長、小田桐政策企画課長、吉原政策研究担当課長、岩本財政課長、吉田政策経営部副参事

【会議公開可否】 公開

【傍 聴 人】 32人

【会議次第】 議 題

- 1 事務連絡等
- 2 各部会からの報告
- 3 各部会の報告に基づく討議
- 4 世田谷区の財政状況について
- 5 区民意識調査、区政モニターアンケートについて
- 6 その他

- 【配付資料】
- 1 世田谷区基本構想審議会部会名簿
 - 2 記録動画の配信について（案）
 - 3 第1部会～第3部会（第1回）の概要
 - 4 基本構想・基本計画の体系について
 - 5 各部会のテーマと論点（各部会で配付した資料）
 - 6 世田谷区中期財政見通し（平成24年度～28年度）、財政状況資料
 - 7 世田谷区における年齢別課税者数および区民税額
 - 8 区民意識調査・区政モニターアンケート調査項目案
 - 9 「（仮称）20年後の世田谷を考える区民ワークショップ」について

午後6時開会

(事務局・宮崎政策経営部長)

- ◆ それでは定刻になりましたので、まだ遅れていらっしゃる方もおりますけれども、第2回世田谷区基本構想審議会を開催させていただきます。それでは、この後、進行につきましては、会長をお願いいたします。

(森岡会長)

- ◆ 第2回基本構想審議会を開会いたします。第1回は昨年12月13日に開催されて、3か月ほど間が空きましたけれども、この間は三つの部会がそれぞれ開催されております。本日は、その報告をもとに情報を共有いたしまして、それに基づいて議論をしていきたいと思っております。
- ◆ さて、議事に入ります前に、先日開催されました基本構想シンポジウムにつきまして、事務局からご報告をいただきたいと思います。

(事務局・吉原政策研究担当課長)

- ◆ さる3月16日に、三軒茶屋の「三茶しゃれなあどオリオン」で開催されましたシンポジウムにつきまして、ご報告をさせていただきます。
- ◆ 皆様方のお手元の方に、世田谷区基本構想シンポジウムのアンケートの集計結果というのがあるかと思います。これをご覧になっていただければと思います。当日は受付をしていただいた方が173名でございますが、それ以外に遅れた方もいらっしゃいまして、たぶんこれよりも人数が多かったのではないかと考えております。
- ◆ 当日は、森岡会長に基調講演をしていただいたところでございますが、その後に、実例として、船橋小径（こみち）の会の西川様、そして森岡会長と大杉委員にも入っていただきまして、コミュニティの活性化ということで、パネルディスカッションをしていただいたところでございます。
- ◆ お手元の方にございますのは、173名のうち93名の方からアンケートをいただいた結果でございます。基調講演、パネルディスカッションとも、厳しいご意見もありましたが、全体としては大変好評をいただいているという認識でございます。
- ◆ それから、1枚めくっていただきますと、自由意見、全部で26名の方にお書きをいただいておりますので、今後の審査会の議論の素材ということで、後ほどお目通しをいただければ幸いですと思っております。
- ◆ なお、今後、それぞれいろいろなシンポジウムなど、区民参加の取組みというものを計画してございますが、その都度、参加者のご意見等をまとめさせて、ご報告をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

(森岡会長)

- ◆ ありがとうございます。200名を超える参加者があったということで、大変、盛

会で行っていただきました。事務局から今ご報告ございましたが、多くの区民の方が意見を下さっておりますので、是非委員の皆様も今後の議論の参考になさっていただきたいと思っております。

- ◆ では、議事に入ります。まず、事務連絡を2点、行わせていただきます。資料を1枚、おめくりください。資料1は先日の部会の際にお配りしました、部会名簿でございます。委員の皆様は既にご承知とは存じますが、傍聴の皆様もいらっしゃると思いますので、改めて、各部会の部会長、副部会長をご紹介します。簡単に立ち上がっていただければと思います。
- ◆ 第1部会の大杉部会長でございます。まだお見えになっておりませんが、竹田副部会長でございます。第2部会の松島部会長、そして小林副部会長でございます。第3部会の大橋部会長、そして森田副部会長でございます。今後ともよろしくお願いいたします。
- ◆ では、続きまして、1枚おめくりいただきまして、資料2をご覧ください。「記録動画の配信について」でございます。ご承知のとおり、本日も、この審議会の様子はビデオ撮影されまして、インターネットで配信されます。このこと自体は広く審議の様子を知っていただく試みとして、大変結構なことだと思います。しかしながら、発言内容の誤りを訂正する方法を明らかにしておく必要があるのではないかというご指摘を委員からいただきました。そこで、事務局と相談しまして、取扱いを整理したものでございます。事務局から簡単にご説明をお願いいたします。

(事務局・吉田政策経営部副参事)

- ◆ それでは事務局からご説明させていただきます。資料2をご覧ください。「記録動画の配信について」の案です。ただ今、会長からもお話がありましてとおりですが、委員の発言内容の誤りについて、訂正方法を明確にする必要があるというご意見がありました。これを受けまして、動画配信につきまして、以下のとおりの取扱いを提案いたします。
- ◆ 運用案の(3)をご覧ください。委員は、自分の意図とは異なる発言があった場合、会長に文書により編集するよう申し出ることができます。(4)として、会長は委員からの申し出が正当と認められる場合は動画を編集し、その理由と発言内容の訂正につきまして、委員のコメントを掲載することといたします。ご説明は以上となります。

(森岡会長)

- ◆ ありがとうございます。簡単に申せば、今日から5日後に公開いたしますので、訂正がある場合は、それまでにお申し出くださいということでございます。皆様、よろしいでしょうか。異議がなければ、それでは記録動画の取扱いについては、今後、このように決めさせていただくことにしたいと思います。
- ◆ では、1枚、おめくりください。資料3は①、②、③とございますが、それぞれ、各

部会の報告でございます。先日、開催いたしました三つの部会の報告をそれぞれの部会長からお願いしたいと思います。報告は3部会続けて行います。そのうえで、質疑や議論を行いたいと思います。時間はそれぞれ、1部会について10分程度でお願いいたします。それでは第1部会の大杉委員部会長からよろしくご報告をお願いいたします。

(大杉委員)

- ◆ 皆様、こんばんは。2月28日に、第1部会第1回の会議を行いました。お手元の資料3の①をご覧くださいと思うのですが、10名の出席者で行われました。当日は、第1回ということもありましたので、また、第1部会の主たるテーマがコミュニティ・地方自治、情報・コミュニケーションということですが、個別の行政分野に関するというよりは、基本構想の大きな骨格の部分になすような要素も含まれてくるのではないかとということで、まず全体として非常に広く、様々な論点が出されました。
- ◆ そうした中で、この基本構想をどのように位置づけていくか、あるいは将来的なあり方というものをこの基本構想の中に、どのような考え方で盛り込んでいくべきかといったような基本構想の作りそのものも含めて、活発に議論が交わされた次第です。非常にいろいろな議論がございましたが、ここではこの資料に基づいてお話ししたいと思います。私の方で最後総括する形で、5つほどの論点にまとめさせていただきます。
- ◆ ここでは、この資料3-①の「2 部会の議論テーマ・論点の整理等」の中で、(1)とされている基本構想の根拠づけ・あり方等というもの一つ。それから、おめくりいただいて、その裏面の方に、(2)部会の議論テーマ・論点の整理ということで、この部会に直接関わるテーマに関して、4点という形で、都合5点にわたって整理されるというような形にしております。
- ◆ まず、最初に1枚目、表面の基本構想の根拠づけ・あり方等というところをご覧くださいと思いますが、そもそも、この今回の基本構想をどのように位置づけて考えるべきなのか、そのあり方についての意見交換が行われたわけです。最後、私の方で総括させていただく中で、それぞれ、委員のご意見も踏まえつつ、一つは従来の、現行の基本構想は非常に理念が明確に語られたものである一方、やや美辞麗句に走りすぎているのではないかとというようなご意見もありました。
- ◆ そうした基本構想のあり方について、どうしていくのかということで、一つは単なる行政計画ではなく、公共計画として位置づけるべきではないかという点、そして、また、この基本構想と自治基本条例というもののとの関係についても検討対象にしていくべきではないか、という点を挙げさせていただいております。
- ◆ ここで、部会での話と少しずれるのですが、前回、先ほどご紹介ありましたシンポジウムの中でも、冒頭の区長のご挨拶で、実は基本構想というものを自治体の憲

法になぞらえるようなご発言がございました。私自身の立場を申し上げますと、基本構想を自治体の憲法ということは、場合によってはミスリーディングなところが出てくるのではないかと思う一方で、今回、新たに自治法も改正された後の基本構想のあり方というものは、ある意味で、白紙とまでは申しませんが、自由に構想できるものだというふうにも考えております。

- ◆ そうした点から、この基本構想の性格づけについては、既に前回作られて以降、分権であるとか、あるいは自治基本条例が多く自治体で作られてくるという中で、どういう位置づけとするのかを、その法的な意味合いも含めて考えていくということを論点の一つにできるのではないかということが、まず第一点です。
- ◆ 二つ目ですが、今回、この審議会は基本構想審議会ということで、基本構想について論じて検討していくということですが、これから先、基本計画というものも策定されていきます。この基本計画についても、これは議決事項とすべきではないかというような論点も出させていただいたということです。
- ◆ それから、三つ目としまして、基本構想、あるいは基本構想を含めた総合計画を策定していく中で、もともとこの基本構想の性格として都市像というものを明らかにしていくということがございます。その関係からすれば、都市マスタープランをはじめとした、様々な他の行政計画との関係、その連動性ということも考えていくべきではないか。ここで、都市マスタープランのことを特に挙げておりますが、23区の中でも都市マスタープランと連動させて策定された例があるわけで、今回、世田谷区ではどのように考えていくのかということは、一つの大きな論点になろうかと思えます。ただ、都市計画そのものについては第2部会の方になろうかとは思いますが、関連してくるかと思えますので、こうした論点も挙げさせていただきました。
- ◆ そして、4点目として、総合計画全体をどのように推進していくか、その推進体制、あるいは進捗管理といったようなあり方についても合わせて考えていくべきではないかという点が、このまず大きな第一番目の論点ということになります。
- ◆ それから、個別の、この部会に直接関わる論点として四項目ほど挙げさせていただきました。お手元の「資料3-①」の1枚目の裏面に当たりますが、「1 コミュニティの安全保障・コミュニティのセキュリティ」と、同じことが重ねて書いてありますけれども、コミュニティの安全保障は、私の言葉をそのまま載せていただいているのですけれども、コミュニティそのものを、我々が生きていく場としてきちんと保障していくべきではないかということと共に、人が生きていく中で、最終的に個人というものが尊重される中で、ナショナルセキュリティ、あるいはソーシャルセキュリティと並んで、コミュニティレベルでのセキュリティということも合わせて考えていくべきだろうと、やや大きな理念のところについて語ったものですが、具体的にはここについてはいろいろなご意見をいただいたことです。例えばそこにも挙げられているような生きがいということだとか、あるいは幸せということに合わせて考えていくべきではないのかというようなことが議論として出されておまして、このことを基本構想

の中でどのように盛り込んでいくのかということが今後、一つ重要な論点になってくようかと考えております。

- ◆ ②につきましては、町会や自治会、あるいはNPOといった様々な公の担い手、こうしたものとの新しい公共との関係ということ、あるいは住民参加、協働、こういったことについて考えていくことが一つ重要な論点になってくだろうと考え、挙げさせていただいております。
- ◆ その次の「2 地方政府としての世田谷区のあり方」という点です。これは現行の基本構想でも、身近な政府というような表現が使われておりますが、この世田谷区というものを地方政府として捉えたときに、どうあるべきか（ということです）。
- ◆ ①として、長と議会との関係ということを挙げさせていただいております。この点に関しましては、例えばこの審議会そのものもそうですけれども、果たして、執行機関側の附属機関に、議会側の議員が入るべきかどうかといったような点を見直すことも含めて検討していく、そういうようなこともあろうかと思えます。
- ◆ これは基本構想そのものというよりは、あるいはその前に取り組まなければいけない当然の論点かとは思っておりますけれども、こういった点や区議会議員の方々のご参加もありましたので、そうした区議会の改革ということも提示されておまして、それが果たして、基本構想審議会で論じるべきことかどうかについては、いろいろと議論の余地があるかと思えますけれども、区議会の住民参加ということも一つ、あえて論じるとすれば論点となるだろうということも挙げられております。
- ◆ ②としては、地方政府というときに、大きな制度の問題もあろうかと思えます。世田谷区は東京の23区の一つということもありまして、都区制度の中での位置づけということも考えていかなければいけません。あるいは政令指定都市を除けば最大の基礎自治体であるということから考えますと、大都市の一つであります。（比較対象によっては）政令指定都市よりは規模が大きいということを考えれば、大都市としての世田谷区というものがどういう役割を果たすべきなのか。果たして、これだけの規模の大きなものが身近な政府と言えるのかどうかということも含めて、考えていくべきだろうということが、2の二つ目の点として挙げさせていただいている点です。
- ◆ 2枚目の方に移りますと、「3 地域情報化、情報の課題」とあります。実は、この点については十分時間がなく、議論が出きませんでした。竹田副部長がもし来られていれば、補足的に何かお話いただこうかと思ったのですが、これから先、この点についてまた議論していくことになろうかということで、一応、項目としては掲げさせていただいているということです。
- ◆ 「4 区政経営改革」ということで、区の行財政基盤をしっかり確立していくということが、これから重要な課題になっていくということは、言うまでもない点かと思えます。また、効果的で効率的な行政の執行体制というものを確立する。特に、先ほど申し上げた世田谷区が大都市ということを考えてみますと、総合支所制度などを含めた行政権限の分散というようなことが身近な政府というものを形作っていくうえで、

非常に重要な意味合いを持ってくるかと思います。こうしたことを含めた、地域内分権のあり方ということも、こうした項目に入ってこようかと思います。

- ◆ ③としましては、新しい公共という時代に即した人材の育成、これは、役所の職員のみならずということにもなりますけれども、特に職員を含めて、その時代に即した人材を育成していく必要があるだろうということで、掲げさせていただきました。
- ◆ 以上のように、大きな、全体に関わることが1項目と、それから部会のテーマとしての4項目という形で、どういうことを論じていくべきかという柱立てを出させていたことが、第1回の第1部会の成果ということになるかと思います。以上です。

(森岡会長)

- ◆ ありがとうございます。では、第2部会の松島部会長よりご報告をお願いいたします。

(松島委員)

- ◆ 第2部会は2月23日、10名の委員にご参加いただいて開催いたしました。第2部会の課題は、まちづくり、防災、環境・エネルギー、産業・仕事、芸術文化という幅広いテーマです。しかし、こういうテーマについて議論を深めていこうとすると、恐らくこれらのテーマに限って議論するのではなく、第1部会及び第3部会で取り扱う他のテーマに関することも一緒に考えていく必要があるのではないかと思います。
- ◆ 第2部会の基本的な方針としては、単に与えられたテーマについての議論を深めるということだけではなくて、ほかの部会のテーマとも関係するところを少人数で議論する場としてやっていきたいということで、参加をした委員の皆様方にはオープンな議論をしていきたいと申し上げて、議論を進めました。その中で議論について、お手元の資料に即してご紹介したいと思います。
- ◆ 主な意見という部分ですが、「世田谷らしさとは何か」についてキーワードを出し合って、メリハリのついた構想・計画となるようにしたいという意見もありました。また、3.11は歴史的に見て、大きな転換点であり、その後に策定する基本構想であるということを踏まえて議論をしていこうという意見もありました。さらに、世田谷区の将来像を示して、基本計画を立てていくための導線となるような基本構想を作っていこうという議論がありました。
- ◆ また、世田谷区に住み続けたいという思う気持ちが大事であるという意見もありました。それとも関係しますけれども、20年後の人の住み方、街のあり方を考えていこうという議論が出ました。その関係で、職住近接の考え方が重要となりました。普段からの顔見知りが防災力を高める。また、そのためには、区内で働く人を増やす新しい産業の創造や、既存産業の活性化を図っていくことが重要ではないかということが話題になりました。
- ◆ 産業に関しましては、世田谷らしい産業をどういうふうにかえるかということが議論

となりました。大規模な製造業はともかくとして、分散型で広いスペースを必要としない産業、例えばIT産業であるとか、デザインであるとか、アートであるとか、大学、知的産業などがポイントになってくるという意見が出る一方で、新しい産業も確かに大事だけれども、今ある商店街、あるいは小規模な商業等をどのように活性化していくかということも大変重要だ、というご意見が出されました。

- ◆ まちづくり、産業及び防災は、昔からある資産を有効活用して、これらの課題に取り組んでいくということが大事となります。そういう観点も踏まえて、世田谷らしい産業を考えようという議論が出ました。
- ◆ コミュニティの議論に絡んで、お互いの顔が見えるような、絆の太いコミュニティの活性化をどう進めるかということについての視点も要るのではないかという議論がありました。そういった観点から、多くの世代の間の支え合いが必要となります。また、まちづくりと防災とは切り離せない。また、子どもたちが街の中でどう育つかということも、考えていかなければいけないのです。また、文化的な要素も取り入れながら、基本構想を考えていきたいという議論がありました。
- ◆ また、地域の住民が近接する場としての空間として、小学校の空間をどう活用していくかということが課題だという意見もありました。財政が厳しくなる中で、既存のそういった施設をまちづくりのうでで活用していくことが大事だという議論も出ました。また、世田谷には農業があるわけですが、「みどり33」の取組みが重要だという指摘もありました。緑があるということは空地があるということですが、災害時の対応を考えますと、そういったことも大変大事だということが話題となりました。
- ◆ エネルギーの地産地消、これからの時代の暮らし方にも関わる場所でもありますけれども、そういうことも考えていきたいと思います。また、南北の交通軸が構想の中で議論されると良いという意見も出ました。
- ◆ 以上、やや羅列的に出た議論のご紹介をいたしましたけれども、私なりに全体の議論をまとめますと、人が住むところと働くところが一体であるという視点をこの基本構想の中に、どう活かしていくか、これが今、私がご紹介いたしましたような様々なご意見を貫く、一つのテーマではなかったかという気がいたします。今後、こういったテーマについて、第2部会で検討していきたいと思います。どうもありがとうございました。

(森岡会長)

- ◆ ありがとうございました。最後になってしまいましたが、第3部会の大橋部会長よりご報告をお願いいたします。

(大橋委員)

- ◆ 第3部会の部会長を仰せつかっております大橋です。どうぞよろしくお願いいたします

す。「資料3-③」に基づきまして、報告をさせていただきたいと思います。

- ◆ 第3部会の第1回目の会合は2月29日に行われました。委員の方やほかの部会も含めて、10名の参加をいただきました。傍聴の方は14名でございます。第3部会の論議の対象とする領域、及び視点は、子ども、青少年、教育、福祉・保健・医療、男女共同参画という、大変、ある意味では幅広いところでございます。
- ◆ 主な意見でございますが、実は第3部会で論議すべき領域には、既に住民参加によって、計画が作られているものがたくさんあるわけでございます。例えば世田谷区の地域保健医療福祉総合計画だとか、介護保険事業計画とか、障害者福祉計画とか、教育ビジョンだとか、子ども計画だとか、いろいろなものが作られているわけでございまして、それらをベースにしないわけにいかない。住民参加で作られてきたということもありますので、ベースにします。ただし、その計画は20年後を必ずしも見通していないのではないかと。そういう意味では、その計画をベースにして、共通理解を図りながら、20年後どうなるのかということ新たな視点として見直しをし、共通理解を深めようというのが大きなポイントになってくるかというふうに思っています。
- ◆ その場合に、一つは20年後と言ったときに、大きな問題は家族構成、家族というのは、どういうふうになっていくのだろうかということが、一つの論点になります。
- ◆ もう一つは、20年後も今の学校教育形態がそのままなのかと（ということです）。東京都の教育庁自体が地域教育行政という新しい考え方を持ち込んでいるときに、子どもというと、どうしても学校を中軸に考えるけれど、果たしてそうなのかというようなことについて少し大胆に論議をしないと、今の計画の延長ではうまく行かないのではないのでしょうか。
- ◆ それから、三つ目の問題としましては、我々大人がやっておりますが、20年後、悪くすると、私も生きていないわけで、責任が取れないのかもしれないけれども、子どもたちが20年後の世田谷区の担い手だとすると、やはり中学生、高校生には積極的に参加をいただくということも考えてみる必要があるのではないのでしょうか。これは部会でも考えますが、全体でも考えていただければありがたいということでございます。前回も言いましたが、子どもの権利条約の中で、子どもの意見表明権というのがあるわけですので、それらを尊重していただきたいということが出てまいりました。
- ◆ 大きな二つ目の問題は、第3部会で取り上げます、福祉、教育、男女共同参画、子ども、青少年という問題は実は生活者の視点でございまして、この生活者の視点というのは個々具体的な問題でございます。例えば防災といっても、障害を持った方や高齢者の防災防犯というふうに考えますと、抽象的な防犯防災ではいけないわけでございます。今回、東日本大震災でもそうですけれども、障害者の被災率は実は一般住民の2倍でございます。高齢者分野も非常に強くそこが出てまいりました。
- ◆ そういう意味では、防災一般だとか、まちづくり一般というわけにはいかないわけで、もう少し具体的に、子ども、あるいは障害を持った方、あるいは高齢者、あるいはジ

エンダーの問題も含めて、生活者の視点から他の部会にもっと積極的に提言をしたいし、串刺しの論議をお願いしたいというふうに思っています。ただ、第1回の部会の論議では、そこまで行きませんでしたので、いずれは第2回、第3回の部会の中で深めてまいりたいというふうに思っております。

- ◆ 大きな論点の三番目は、実は先ほどほかの部会でも出ましたが、世田谷区は大変大きな区でございまして、鳥取、島根、福井、山梨の各県などよりも、実は人口が多いわけでございます。それを基礎自治体の区というところで考えるのかということでございます。同時に、今、「大阪都構想」がありますが、地方自治行政は20年後にどうなっていくのか。今の世田谷区で考えるにしても、27地区でよいのかどうかということを抜きにして、基本構想が論議できるのでしょうか。これはかなり大きな問題として指摘されました。
- ◆ それから、第四番目の問題は、住民と行政の協働ということが言われるわけですが、住民と行政が協働するためには、いわば住民力と言ったらよろしいのでしょうか、住民がいろいろな情報をキャッチし、判断し、意見を述べていく、そして実践に関わっていく力がなければ、理念的に住民と行政の協働といってもうまく行かないのではないのでしょうか。この住民力をどう育てるかということを、どこでどういうふうに作り上げていくのかという点でございます。世田谷区で、正直なところ170名余のシンポジウムだけで果たしてよしとするのかでしようか。
- ◆ 例えば、私は山形県鶴岡市で、人口10万のところで133の地域で住民座談会を行いました。2100人が参加をしてくれました。そして、出てきた項目は5300項目でございます。このくらい、地域福祉分野でも丁寧に論議をしながら、住民も参加をし、意識を変えていただくということもやっているわけですから、そういう意味では、前回の審議会でも出ましたが、同じように住民力というのをどのように考えるのか、社会教育行政をどう考えているのだろうかというような論議が出たということでございます。
- ◆ それから、五つ目の問題は20年後の世田谷のブランドとは何だろうかということです。都市農業で行くのか、先ほど、ほかの部会で出ました新しい産業を作るのか、というブランドを打ち出すのかということを少し考えてみないとまずいのではないかと。まさにそこは生活者の視点で、こういう世田谷がほしいという、先ほど幸福などいろいろご意見が出ましたが、抽象的ではなくて、このような具体的な問題に照らして考える必要があるのではないかとということでございます。
- ◆ そのような論点も踏まえて、次回以降どうするかということでございますけれども、先ほど述べましたように、いろいろな計画がございますので、その計画が作られる過程で、世田谷区が全国の自治体の中で優れているというふうに評価されている面と、それからここが問題ではないかという指摘されている面、その進んでいる点、遅れた点をきちんと押さえる必要があるでしょう。そのことを前提にしたうえで、20年後、それがどういうふうに変っていくのか、変容するのか、それを整理するというこ

が大切となります。そのうえで、第3部会から第1、第2部会に対して、全体で論議をいただきたい、串刺しで論議をいただきたい課題の整理を考えてみようということでございます。

- ◆ だいたいのところ20年後と言いますと、介護ロボットだとかいろいろなロボットが出てくるわけでして、私のような人文科学の陳腐な人間だと、この科学技術がどれだけ進むのだろうかということを感じるわけでして、空想世界の宇宙空間になるのか、現実それが世田谷区でも進むのか、やはりそのことも考えておかないといけないのではないかと、こういったことでございます。
- ◆ ただし、そのような20年後と言っても、兆しがどこかにあるはずなので、その兆しを探ることを先ほどの計画の良い点、悪い点を明らかにしながら考えてみたいと、こういうことでございます。先ほども述べましたが、子どもたちの意見については部会としても、今後考えてみたいということでございます。
- ◆ とりあえず、第3部会の共通テーマは、「地域で暮らせる新しい社会システムをつくる」という、従来の社会哲学、社会システムではない、新たな社会システム、社会哲学を視野に入れた地域での支え合いというものを考えてみたいと、こういうことでございます。
- ◆ 次回以降の日程は4月25日と5月30日の2回を現時点では予定をさせていただいているということでございます。以上、部会長としての報告ですが、足りない点がありましたら、後ほど、第3部会の委員の方々から補足をいただければありがたいと思っております。どうもありがとうございました。

(森岡会長)

- ◆ ありがとうございました。三つの部会のご報告をいただきましたけれども、部会長からは全体で議論してほしいというテーマが、ただ今、二つほど挙がっていたかと思えます。一つは、本審議会でご報告いたします基本構想、それから基本計画大綱につきまして、どのようなまとめ方をするのか。これを全体で議論してイメージを共有しておきたいと（いうことです）。また、その基本構想等々を作る根拠づけといったことにつきましても、全体で議論していただきたいということがございました。
- ◆ もう一つは、今後、議論するテーマとして、職住近接のまちづくりと申しましょうか、そうしたことについて、委員の皆様からは是非様々なアイデアなりご意見を伺いたいという件でございます。この2点につきまして、少し時間をいただいて、これから議論をしていただこうかと思いますが、それでよろしいでしょうか。
- ◆ 今後も部会で議論なさったことを、このように審議会に上げていただく。例えば、第3部会ですと、大橋部会長が先ほど、次の部会のときに全体で議論をしたいことを少し詰めたいというふうにおっしゃっていましたが、次回の審議会ではまたそうしたことが上がってくると思いますが、こういうふうには審議会に上げて、皆様に議論をしていただくというふうにして、進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく

お願いいたします。

- ◆ その二つのことのうちの最初でございますが、「基本構想や基本計画大綱のまとめ方について」でございます。お手元の資料4というのをご覧ください。これは現在の基本構想、基本計画の柱を並べたものでございまして、また、一緒に付いています冊子は平成6年と平成16年の審議会に出されました答申でございます。その冊子の方の説明に入る余裕はございませんが、資料4につきまして、事務方から簡単にご説明をいただきたいと思います。

(事務局・吉田政策経営部副参事)

- ◆ それでは、事務局からご説明させていただきます。資料4をご覧ください。「基本構想・基本計画の体系について」です。左側に箱がございまして、こちらが現在の基本構想となります。平成6年9月に議決をいただいておりますけれども、基本理念として三つ、将来像として、「平和で豊かな生活文化都市の実現」を図りますとなっています。その実現を図るために、5つ載せております。
- ◆ この基本構想に基づきまして、平成7年に作成した「世田谷区基本計画」、こちらは、この将来像に導かれる形で、5つの柱と10項目の重点計画を作っております。これに基づいて施策を進めてきたということになります。
- ◆ この年限が平成16年度まででしたので、今度は平成17年度、一番右側の箱になりますけれども、現在の基本計画になりますが、13の主要テーマということで、重点的な取組みをさせていただいております。今回、審議会でご議論いただきたいことの想定ですけれども、基本構想につきましては、将来の望ましい姿を描いていただきたいということです。基本計画の大綱になりますけれども、将来像実現に向けて、区として重点的・戦略的に取り組む政策について、ご提案をいただければと考えております。説明は以上となります。

(森岡会長)

- ◆ ありがとうございます。今の事務局の説明を参考にしながら、少し整理をしていきたいのですが、この件は主に第1部会から提起されたことでございますので、大杉部会長の方から何か補足していただくことがございますならば、お願いします。もしなければ、それでも結構です。議論の中でも結構でございます。

(大杉委員)

- ◆ 今の点につきましては、先ほど部会の報告として、最初の基本構想の根拠づけ、あり方等としてお話しした点がございまして、あえて付け加えると申しますか、その中でも触れさせていただいたのですが、今、第3部会の大橋委員からお話ありましたが、他の様々なマスタープラン、世田谷区はおそらく法令で今、義務付けを外されたとしても、30近くの様々な計画が作られていると思うのですが、そうしたもの

と、この基本構想、基本計画の関連をどうしていくのか（課題です）。

- ◆ 例えば、策定期間も違えば、策定のプロセス、住民参加という話を先ほどされましたけれども、そうしたこととの関係もございます。それと、その総合計画と、一体どう関係付けるのかということです。これは必ず、総合計画を策定するときには課題となっていて、少し乱暴な言い方をすると、マスタープランがそれぞれあるのだったら、それを各章立てににしてしまっただけで一つにまとめれば、それで総合計画ではないのかということも言えなくないくらい、おそらくそれぞれ非常にきちんとした作り方をされてきているのではないかと思います。
- ◆ 他方で、総合性という点が、必ずしもその個々の計画にあるかどうかという点も、またあるかと思います。この基本構想の根拠づけということだけではないのですけれども、全体としての計画の性格を考えるうえで、その点については、私は資料を必ず作ってもらえるのですけれども、一覧と、大体どういう策定期間で、どのような関係になっているのかということが、今回、資料として示されていなかったかと思いますので、例えばそういうようなことも前提としての一つとしてあるかと思います。その点だけは補足させてください。

（森岡会長）

- ◆ ありがとうございます。議論の進め方といたしまして、各部会での意見として、例えば、世田谷区という名前をほかの自治体の名前に置き換えても何ら違和感のないような基本構想では仕方がないとか、あるいは美辞麗句ばかり並んでいるものではないとか、あるいは3/1以降、いろいろな面で変わったからそのところをどう捉えるかということが大変大事だとか、様々なご意見が出されました。
- ◆ そういう中で、とりわけこの基本構想につきましては、基本的には20年くらいのスパンで、基本計画は10年くらいのスパンでということですが、先ほどから出ておりますように、20年といっても想像を絶することがいろいろございます。しかし、そうは申しまして、20年後の世田谷ということをいくらかは頭に置きながら基本構想を作っていくということになりますと、やはりどちらかというと、基本構想は理念を重視した書き方にならざるを得ないのです。つまり、あまり具体的などころには踏み込めないのです。ただ、これまでの基本構想のように、非常に網羅的な、総合的な「〇〇のまち」というものではなくて、むしろ重点型、絞込み型にしていきたいのです。
- ◆ そういう意味ではお手元の資料4で申しますと、従来の基本構想よりもむしろ基本計画の重点項目に近いような形で、その重点項目をなぜ選んだのかということを追求する理念というものが必要であるというようなイメージで、基本構想を固めていくことがどうやら求められるのではないかと思います。
- ◆ それからまた、基本構想と基本計画のそれぞれの分担と、それらとの関係は一体どうなるのかということについての整理も必要かと思います。そういうことを少し論点に

しながら、議論を進めていってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。委員の方、どうぞ自由にご意見をおっしゃってください。

(宮台会長職務代理)

- ◆ 基本構想が憲法に似たものだと言うときの憲法とは何かをまず確認しますと、憲法とは、住民あるいは **people** による価値に従った、あるいは価値合意に従った統治権力の制御ということです。したがって、基本理念が憲法のようなものであるということの意味は、簡単に言えばこれが価値の発信でなければいけないということです。例えば、平成6年版基本構想の基本理念である、「人間の尊重(のまちづくり)」「環境と共生(する社会の実現)」「(区民)自治の確立」は、すべて重要な価値表明ということになっています。
- ◆ 基本構想が憲法のようなものでなければいけないとした場合、その意味は二つあります。一つは主体の問題です。憲法は国民全体の価値合意です。難しく言うと、ルソーの一般意志ということです。この意味で、基本構想のもとになる基本理念に関わる価値の合意の主体は誰であるのか。先ほど、根拠づけの問題が出ていましたが、最も重大なのはそれが世田谷区民という主体の価値合意であるのか、そこをはっきりさせることができるのかということです。
- ◆ もう一つは、少し難しい概念で言いますが、社会学では目的プログラムと条件プログラムを分けます。憲法は目的プログラムで、何が目的であるのかをはっきりさせる、と考えます。if-then 文ですね、if~,then~, 何をするとどうなるという文章の集積で、簡単に言ってしまうと、何が合理的であるのかということ判断するための命題の集積です。
- ◆ したがって、例えば平成6年版基本構想を見るにあたって、基本理念が世田谷区民を主体とする価値の発信、価値の合意であるとして、その将来像がこの基本理念を目的プログラムとする、どういう意味でその条件プログラムになっているのか。そして、今度は、その基本構想における将来像から見た場合に、基本計画がどのような意味で、その個々の条件プログラムを更にブレイクダウンした条件プログラムになっているのか、ということが重要だと思うのです。
- ◆ ありていに言えば、最終目的を支える価値があり、それに貢献する手段、ある種の目的の設定があり、そして、その目的に従って更にブレイクダウンがあると整理をすれば、従来から様々な計画やマスタープランがあるとしても、それを整理し再統合し、それが我々の、世田谷区民の総意に基づくものであるとシンボライズすることは不可能ではないだろうと思います。

(森岡会長)

- ◆ ありがとうございます。「価値の表現」という言い方は、私たち社会学者には分かりやすい言葉ですが、多分ここにいらっしゃる方にとってはやや分かりにくかったかも

しれません。いずれにしても、ある種の価値理念を語るものが基本構想では恐らく必要です。ただ、その場合、誰が語っているのかということについては、この基本構想は区議会の議決事項ですので、区民の代表である議員の方々の議決を経るということで、主体はそこで担保されているのではないのでしょうか。案自体は私どもで作っていくということになるわけです。

- ◆ 今のご発言と無関係でも、関連することでも結構でございます。どうぞ自由にご意見をおっしゃってください。

(永井ふみ委員)

- ◆ 委員の皆様のお話を伺いまして思ったことは、基本構想が理念を語るものであるならば、やはりその中に、行政と住民の役割が書き込まれていてほしい、ということです。といいますのも、その価値が実行されるにあたって、議会で決めることがすべてではないのではないかと感じており、それぞれの施策が実現されるにあたっての住民参加のプロセスや、行政、住民それぞれの役割、果たすべきものが明確になってこそ、基本構想、基本計画によって実現するものが街に立ち現われるのではないかと思います。

(森岡会長)

- ◆ ありがとうございます。ほかに、ご意見ございますか。意見を出しにくかったら、それぞれの部会であれば人数も少なく、発言しやすいかもしれませんので、それぞれの部会の部会長の方々、今日の議論を踏まえて、部会でもこうした全体に共通する議論をしていただければと思います。

(宮台会長職務代理)

- ◆ 今、永井委員のおっしゃったことは大変大切なことです。3.11の際に、釜石の小学校と中学校で、ある条件を満たしたところは一人の例外を除いて全員助かりました。その一人というのはたまたま親が連れて帰った子どもが亡くなったということですが、そうでない人は全員、助かりました。それは「津波てんでんこ」という教えに従ったからです。
- ◆ 群馬大学の片田敏孝先生が「津波てんでんこ」の本質をブレイクダウンして、子どもたちに教えてきていたのです。簡単に言えば、「ベストエフォート」、その場で考えられる最善を尽くせ、基本的には自分で考えて前に進めということです。更に、「率先避難者たれ」。簡単に言えば、一人でもいち早く逃げる人間がいれば、それが空気を破って、「そうか、逃げなければいけない」ということになって、追従する（周りの人間も避難する）ということです。
- ◆ この教えが意味することは、人々が、行政が作った指針やマニュアルに従っている限り、人々は逆に助からないということです。人々が自立して、自分あるいは自分たち

の助かる道は何かを絶えず考え、行政のマニュアルに捉われないで、自分の責任で行動するような力を持たない限り、実は生き残れない、あるいは自治は生き残れないということです。

- ◆ その意味では、永井委員のおっしゃったことは非常に重要な点です。指針が作られ、指針に従って、いろいろな行動計画が策定されて実行されていくのかもしれませんが、それが途中で何のためのものかが分からなくなってしまう可能性があるのです。絶えず住民が参加し、これはおかしいのではないかと、異論を言いうるチャンスを開いていくということなどが、必要になるだろうと思います。

(森岡会長)

- ◆ ありがとうございます。小林委員、どうぞ。

(小林委員)

- ◆ 1回目の審議会で、すべての部会に出ても良いということを許可されたので、私は3部会全部に出て、それぞれの部会長の性格の違いや進め方の違いをかなり冷静に見させていただきました。それがこの永井委員と一緒に書いたメモになっているのですが、非常に興味深かったのは、今回、この資料4に出ている現行の基本構想と異なり、新しいキーワードがいくつか出てきていることです。
- ◆ 飯田委員の言われたレジリエンス、弾力性のある強いコミュニティを作るとか、地域主体、あるいは大橋委員のおっしゃる「地域で暮らせる社会システム」、私の解釈では地域が支える社会システムという、要するに地域が皆で自立的に連携し合って、どうやって自分たちの街なり近隣を守るかということ、皆が考え始めなければならないという点が、3部会共通に見られたと思います。
- ◆ そうした意味では、職住近接という概念も、空間的に近接しているということだけではなく、考え方としては、地域がいかに自立的に生きて、東京都や国に頼らずにでも生きていけるくらいの市民力、住民力を付けようということに繋がると思います。
- ◆ もう一つは、竹田委員が指摘された、財政はどうするのか、どうやって実現していくのか、という点です。夢ばかりではないという意味で、現行の基本構想より、かなり進んだ新しい見方という印象を持ちました。
- ◆ 先ほど、宮台会長職務代理がおっしゃった目的プログラムとか条件プログラムということは、私はよく分からなかったのですが、私たちの都市計画的な言い方で言うと、基本構想は大きなビジョンを皆で共有するものです。20年後の世田谷がどうなるのかを大橋委員は想像できないと言われていましたが、とにかく共有する何らかのビジョンを持って、それに到達するための目的を更にブレイクダウンし、手段を考えていくという解釈でよろしければ、今回のこの基本構想はかなり強烈な柱です。
- ◆ これから世田谷がどういう街になるべきかという大きな柱を、現行の基本構想に書いてあるような一般的なところは多少省略してでも、はっきりした柱を出して、それに

付随する、それを実現するための目的を出して、それから条件を整理する、ということが基本的には分かりやすい捉え方ではないかと思いました。

(森岡会長)

- ◆ ありがとうございます。小林委員はずっと熱心に参加してくださって、大変助かりました。小林委員と永井委員で書いてくださったような、大事なキーワード、柱になるようなキーワードを、どんどん部会で作っていただき、さらに串刺しにするキーワードをいろいろ考えていただく、という形で進めていただければ大変ありがたいと思います。

(大杉委員)

- ◆ 部会でいろいろな議論がされるかもしれませんが、結論的なことはまだ言えないところではありますが、先ほど、第1部会の考え方として出させていただいたものの一つである、自治基本条例との関係について申し上げます。
- ◆ 基本構想というものは、かつて自治体の憲法だという言われ方がされていました。それが最近、自治基本条例という、別の立法形式をとるものが、これもまた自治体の憲法だと言われ出しています。自治法によって、ある意味、引き裂かれてしまったところがあったと思います。それぞれの役割は少しずつ違う部分がありながら、やはり両方を重ねて考えなければいけないと思います。
- ◆ 先ほど、宮台会長職務代理からお話があったように、まさに権力を制御するという憲法の考え方が前提としてある一方で、新しい公共であるとか、協働の規範という概念が出てくる中で、統制の規範と協働の規範をどう折り合いをつけていくのか。行政のあり方だけでは捉えきれなくなっている中で、この両者をこの基本構想、基本計画の中で共存させていかなければならない。
- ◆ 憲法という表現が（適切か）どうかということは別として、従来ある基本構想のあり方、あるいは自治基本条例や住民参加条例等において定められた、理念や手続きも含めて、そして、その都市づくりのビジョンということも含めて、もう一度、再構成していく必要があります。
- ◆ 20年という期間を設定することが適切かどうかという点は、私は議論があるとは思っていますが、仮に20年であれば、20年の中で、どのように目的を掲げて、その政策体系、計画体系を考えていくのかということをもう少し議論しておく必要があるのではないかと思います。ただ、そうした抽象的な議論をしても、なかなか先に進まないで、具体的な議論と合わせて、考えていかなければいけないとも思っています。

(森岡会長)

- ◆ ありがとうございます。松田委員、どうぞ。

(松田委員)

- ◆ 基本構想と計画の関連性に関して、理念に加えて、もう一つ考えていきたいと思うところがあります。去年の世田谷区の意識調査の冊子をいただいたので、興味をもって拝見しました。この中で、区政の取り組みや、プロジェクトの満足度といった項目では、区の取り組みは素晴らしいという評価がある一方で、区の取り組みが分からないという回答が5割くらいあります。これが、どういうことかを今一度考えたい。
- ◆ 区の基本計画というのは何をもって立てているのかというのが、疑問です。予算をもとに立てているのか、誰が決めたのか。それは理念をもとに作成して、議決されているのだと思いますが、結論として、アンケート結果を見ると、区民の半分が分からないと回答しています。
- ◆ 皆様が「こういうことを区がやっているのだ」ということを理解しつつ、評価があるということが一番素晴らしいと思うので、基本構想の中に、計画はこうにして立てます、といったようなやり方についても、すなわちビジョンだけではなく、やり方も記載されていれば、「ああ、だから、計画はこういうふうに立てているのだな」という納得感があると思います。基本構想と基本計画は、そういった連携もしていれば区民としては分かりやすいのではないかと思います。

(森岡会長)

- ◆ ありがとうございます。時間になりましたので、今の松田委員のご発言は区の方で検討していただきたいと思いますが、もう一つの議題である職住近接について、いろいろなアイデア、お考えを出していただけるとありがたいのですが。どうぞ、ご自由にご発言願います。

(松島委員)

- ◆ 第3部会の大橋部会長からなかなか20年先のイメージをするのは難しいという話がありました。たしかに容易なことではないと思いますが、考えられる範囲で、どのような区にしていくのかということについて、ある程度、共通のイメージを持てるように作業を進めていくうえでは大事なのではないかと思います。
- ◆ 例えば老人しか住んでいないコミュニティというのはバランスのよいコミュニティとはいえないと思います。また、住人が仕事にでかけてしまうと、昼間は誰もいなくなるコミュニティも、これまた大変さみしい気もします。また、逆に昼間は仕事をしている人で賑わっているけれども、夜間には誰もいなくなってしまうというコミュニティも具合が悪いと思います。
- ◆ では、どういうイメージのコミュニティにしていけばよいかというと、多くの世代が混ざっているコミュニティであろうと思います。お年寄りもいれば若い世代もいるし、当然子どももいる。そのような心地良い比率だとよいのではないかと思います。
- ◆ それから、昼も夜も人がいるということを考えると、そこに仕事もあるし、暮らしも

あり、家族もそろっているということだと思います。子どもからすれば、親がどうい
うところで働いているかも見える。そのようなコミュニティを20年後に目指すとい
うのであれば、細かいことはともかくとして、我々が基本構想を考えるうえで、「職住
近接のまちづくり」が共通の基盤になるのではないのでしょうか。

- ◆ そのためにはどういう産業のあり方、まちづくりのあり方、介護のあり方、行政のあ
り方が必要なのかということを考えてみると、意味のある議論ができるのではないか、
というのが職住近接のまちづくりを考えてみようという問題提起です。
- ◆ 是非、そういう観点から、こういうことが考えられる、こうしていけば、明るいコミ
ュニティが創造できるようになる、というようにお考えいただき、提案いただければ
大変ありがたいと思います。

(森岡会長)

- ◆ では、大橋委員からどうぞ。

(大橋委員)

- ◆ 20年後が見えないということばかりを強調されると、この審議会をやっている意味
がなくなってしまうのですが、そうではなくて、例えば世田谷区を政令都市にするのか、
23区から自立するのか、といった論議は全くやらないで、20年後をどう考えるの
か。
- ◆ 例えば、永井委員が言ったように、分権化して、地区計画を住民参加で策定するとい
うことだってありうるわけです。こうした点に関する共通理解がなくて、従来の縦割
りの枠の中で20年後を考えるのは無理があるのではないかということが一つです。
- ◆ もう一つは、家族がどうなっていくのか。家族形態なり、その家族の置かれている状
況なりに応じて、自由に引越しができるというシステムを本当に狙うのか。あるいは
職住接近といった場合に、大規模な重厚長大産業が来ないとすれば、ロボット産業の
ようなものを本当に持ってくるのか。こうしたことを、自分勝手に考えるということ
では、審議会としてはまずいのではないのでしょうか。
- ◆ こういう夢があるということと、現実に作られている計画との間をどう埋めていくか
という作業が必要なのではないかという問題提起なのです。
- ◆ ですから、例えば高齢者の問題にしても、子どもの問題にしても、学校は知育だけで、
他は地域で担う、例えば学童保育をもっと拡充するという新しいシステムだってあり
うるわけです。文部省を解体してしまえばよいわけですから、それは大阪市の橋下市
長のような方が出てくれば、ありうるかもしれません。
- ◆ そうした論議を全然しないで、都合のよいときだけ新しい社会システムとか哲学とか
言って、具体的な問題から話が逸れるのでは、論議のしようがない、ということを、
私は一番言いたかったのです。その辺りを是非、会長にリードをお願いしたいとい
うことです。

- ◆ しかも、住民力といっても、先ほど松田委員が指摘されたように、住民はそれほど分かっていないし、見ていないのです。今日も傍聴の方がたくさんいらっしゃっていて、とてもうれしいしありがたいと思いますが、本当に世田谷区の住民のどのくらいの方々が参加してくれるのでしょうか。介護保険のような一番住民に身近な分野であっても、どれだけ本当に理解してくれているのだろうか、発言してくれるのだろうかということを、考えるわけです。
- ◆ そういうことを地道でも丁寧にやっていかない限り、理念的に住民と行政といっても、私は、それは無理だと思います。そういうシステムを本当に20年後作るということは、実は地方自治の仕組みを抜本的に変えるくらいの論議が必要ですが、それをやりますかという問題提起でもあったわけです。

(森岡会長)

- ◆ はい、分かりました。これは非常に大きな問題で、簡単に答えられないものです。要するに基本構想を作るときに、前提とすべき事柄として考えておくべきことについて少し整理して、部会のときまでに整理が間に合えば、部会で、あるいは（間に合わないければ）全体会でご説明するようにいたします。こういう前提に立って基本構想を作るということを共有していくよう、私も努力したいと思います。

(桑島委員)

- ◆ 世田谷区産業ビジョン及び世田谷区産業振興計画では、「区民・地域・世田谷を産業が支えていく 区民・地域・世田谷が産業を育てていく」としています。そして、「商店街は、地域の区民の日常の生活を支える公共的な役割を担う」とうたっています。先ほど第1部会で、町会、自治会、NPOなどが新しい公共との関係と記載されていますが、これに商店街を入れていただきたいところです。
- ◆ 商店街はもともとボランティア団体でして、政府の骨太の方針でも商店街はコミュニティの担い手とうたっていただいています。最近では、地域商店街活性化法という法律ができました。これは衆議院、参議院ともに、全会一致でした。これはボトムアップで、我々がお願いをして、法律を作っていただいたものです。
- ◆ 一つの例を言いますと、小林委員の大学のお膝元の明大前の商店街は、10年前は治安がワーストワンでした。ところが、その理事長が明治大学の特任教授をされていて、非常にまちづくりに熱心でした。そして民間交番とパトロールを導入するだけで、ワーストワンだった治安を1年目でベストワンにしました。去年、10年目を迎え、ほとんど犯罪らしい犯罪がなくなりました。結果的に、明大前というか、明治大学の資産価値が非常に高まった。安全、安心の街になると資産価値まで上がるのです。
- ◆ そして、それにかかった費用はたった300万円。これは、世田谷区の若干の補助と、寄付で賄いました。300万円でワーストワンだった治安がベストワンになった。民間交番ですから、いわゆる「現行犯逮捕」以外は何もできません。ところが、最近、近

所に交番ができました。交番を一つ作りますと、24時間の人件費やら、維持管理やらで、年間で1億円くらいかかるとも言われています。300万円対1億円の費用対効果があると言いたいわけです。その他いろいろと商店街が元気になっていけば、地域社会を担うこともできる。

- ◆ そして、町会、自治会とNPOとの連携といったことに取り組む。世田谷は、商店数は23区で1番、売上は残念ですが5番目です。繁華街ではありませんから。我々も一生懸命ビジョンに沿ってやろうとしておりますので、何かまたご参考にしていただければ大変ありがたいと思っております。

(森岡会長)

- ◆ ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。

(宮台会長職務代理)

- ◆ 職住近接問題は、先ほど私が申し上げたことを説明するのにとても分かりやすい例です。職住近接は最終目的ではありません。職住近接は何かのための手段です。これは日本におけるワークライフバランスの捉え方の問題とよく似ていて、誤解されています。つまり、プライベートライフを充実させるために職住近接、と捉えられがちですが、こうした考え方は残念ながら、国際的には非常識です。
- ◆ ワークライフバランス、職住近接ともに、社会参加の機会を増進させるためのもので、その社会の中には、もちろん地域もあれば、家族もあれば、教会もあれば、NGO、NPOもある、という考え方になっています。その意味で、職住近接が何の手段であるのか、その職住近接がどういう価値に貢献する手段であるのかを明確に意識する必要があると思います。
- ◆ 次に、安心、安全の話が出てきたので、それとの兼ね合いで申します。建築や都市計画の最前線では、クライアントや施主のニーズに応じてはいけないといわれています。例えば、安心、安全を重視するために、ガードレールが付いています。しかし、ヨーロッパの街は、ほとんどガードレールはありません。なぜでしょうか。
- ◆ これは、ある価値に従っているのです。時間があれば説明をしますが、もちろんガードレールがあれば、安全、安心です。しかし、その安全、安心によって失われるものがたくさんあります。自分で自分の身を守る、あるいは自分で安全なやり方を模索する、あるいは行政への依存を回避する。怪我人が出ると、行政はなぜここにガードレールを作らないのだと批判が噴き上がる現象は日本だけです。
- ◆ つまり、我々にある種の価値の欠如があるがゆえの安心、安全概念であることが分かります。しかし、なぜ、こうした勘違いがあるのか。これは、残念ながら、住民参加が存在しないこととほぼ同義なのです。
- ◆ 例えば、天野さんが始めた羽根木プレーパークは、怪我があっても自分の責任と立看板に書いてあります。それに合意できる人間だけがここに入っていけるということです。

世田谷では幸い、たとえ怪我をしてでも、あるいは場合によっては1、2本骨が折れるくらいのことであれば、冒険をする方が子どもにとってよろしいという価値合意が一部にできているわけです。

- ◆ つまり、何も考えないで、ただ世論調査的に聞くと、怪我はない方がいい、安心、安全がいいということになります。しかし、実際にワークショップをして、あるいは住民同士の討論会など様々な公開討論会を通じて、安心、安全は最終目的なのか、最終目的は人間の尊厳ではないか、安心、安全を確保するあまり、我々の尊厳が奪われては元も子もないのではないか、といったことを議論する場があると、例えば地元商店街より、大型のショッピングモールやその他の通販がどのように便利で快適であったとしても、それは我々の尊厳に資するところが少ない、例えば、地元商店街に比べれば、というように、です。安心、安全と同じで、快適、便利がそんなに重要な価値であるようには、私には思えません。
- ◆ このように考えると、人間尊重のまちづくりという基本理念と、「快適な環境」や「安全で住みやすい街」という、ブレイクダウンしたものの間に、整合性があるようには感じられません。以上です。

(森岡会長)

- ◆ ありがとうございます。ほかにございますか。坂東委員、どうぞ。

(坂東委員)

- ◆ 先ほど来、伺っていて、いろいろな課題が世田谷区にあるわけですが、それをインテグレートするときには、空疎な理念と申しますか、いろいろな議論だけをしていても、一步前に出ないと思います。私は基本構想ではあるけれども、できるだけ具体的なプロジェクトを提案することによって、現実も大きく変わっていくという方向性の方が生産的なのではないかと思います。
- ◆ 例えば、産業の振興というときに、「教育産業」という言葉だけでも、もしかすると嫌悪感を持つ方もいらっしゃると思います。しかし、例えば地方の自治体にとっては、大学がある、若い人たちがあちらこちらにいるというのはとても魅力的なことであり、自分の自治体に大学に来てほしいと誘致活動をしているところも多いのです。しかし、世田谷区の場合は、六つ、七つ大学がありますが、迷惑施設のように、「ここは通るな」「歩道に学生が入るとはみ出すから困る」といったように捉えられています。
- ◆ 若い人たちに地域で能力を発揮する場、具体的なプロジェクトに参加する場を与えると、教室の中では得られないよい体験をして、必ず成長します。その際にアルバイトなどの形ではなく、もっと本気で、先ほど宮台会長職務代理がおっしゃったように、自分で考えて、自分で判断して関わっていくような場を作る、機会を作る。それも行政ではなくて、市民の方たちがそういった場を作るということ、それを具体的に後押しすることが大事なのではないかと思います。

- ◆ それから、小学校や中学校の教育についても、文部科学省が悪い、学習指導要領が悪い、といった話になりがちです。しかし、例えば、「学校は学校として、自分は私塾をやる。漢文が大事だと思うから、漢文塾を始めます。」、あるいは自然塾でもよいですが、皆が自分で旗を立てて、自分の子どもたちに教えたことを教えるといった活動をするのは、何がしかの謝金に伴うことによって、一つの職業にもなりうるわけですし、いろいろな形がありうると思います。
- ◆ それから、小学校の教員の定員はいろいろ規制があって増やせないのであれば、例えば60代、70代で学識のある、経験のある方たちがたくさん世田谷区にはいらっしゃるわけですから、アシスタントティーチャー、正規の教員ではなくても、副担任という形で入る。分数の計算ができない子どもが多いということに対して、教員の数を増やすという形ではなくて、もっと個人的な活動で対応しようというように、いろいろな対応する場を作るということを提案をされるとよいと思います。福祉も同様です。男女共同参画、例えば女性の働く場といったことも、具体的な場を作ることが大事であって、あるべき論をふりまわす理屈ではない気がします。

(森岡会長)

- ◆ どうもありがとうございました。昭和女子大では、周りの地域とも連携するいろいろなプロジェクトをお持ちだと前々から伺っておりまして、大変良いことをされていると思っております。

(森田委員)

- ◆ 私は社会福祉を、特に児童福祉を専門にしているので、特に思うのですが、基本理念を語って、それを具体的な計画に持っていくという手法をとると、必ず基本理念を語って、それを受けて語らなければならない、ということになります。
- ◆ 過去20年間に大きく変わったことは、市民参加、例えばNPOなどの参加。あるいは社会福祉の領域で言えば、施設型から地域型への転換などです。この20年間に大きく価値が変わってきたものがいろいろとあります。
- ◆ それによって、当然ですが、暮らしも変わってきているわけです。一方である程度の理念をイメージしながらも、それを現実の生活の中に落としてみて、そこでの議論を私たちが精査しながら、現実の暮らしの中で語らないと、実際の市民は抽象的理念では語れないだろうと思います。
- ◆ そういう意味で、ある程度の方向性をこの全体会で議論しながらも、それを変えるだけの勇気を私たちは持ちながら、常にこの市民参加、あるいは子ども参加ということを実現していくという方向性を是非持ちたいと思っています。

(森岡会長)

- ◆ ありがとうございました。まだいろいろご意見あるかと思いますが、時間も迫って

まいりましたので、この辺で別の議題に移りたいと思います。よろしゅうございますか。

- ◆ 議題の3番目ですが、世田谷区の財政状況に移りたいと思います。第1回の審議会で、議論を本格的に始める前に、基礎知識として、世田谷区の財政状況を把握しておくべきだというご意見がございました。
- ◆ 今後の財政見通し等は恐らく第1部会で議論されると思いますが、そもそも区の財政状況がどうなっているのかという点は、委員全員で共有しておくべきことだと思います。そこで、私から事務局に、区の財政状況についての報告をお願いいたしました。お手元の資料6をご覧ください。これに基づいて、説明を事務局からよろしく願います。

(事務局・岩本財政課長)

- ◆ お手元の資料6-①から資料6-④までをご覧ください。資料6-①が小冊子で、あとの資料6-②から④につきましてはA3の大きさの資料となっております。
- ◆ 最初に、資料6-①、「世田谷区の中期財政見通し」という小冊子からご説明させていただきたいと思います。1ページをご覧ください。1ページの1番で、『『中期財政見通し』の位置づけ』という章がございます。この章の1段落目にございますが、この見通しにつきましては、現行制度や計画のもとでの当面の財政収支を推計したものでございます。2番は財政見通しの期間ですが、平成24年から5年間の推計をしたものでございます。3番は財政収支の推計方法でございます。これに関しては、例えば世田谷区の「子ども計画後期計画」、これは保育サービスの定員をどのくらい拡充していくかといった計画でございますが、そうした現行計画にかかる経費、もしくは都市基盤整備事業や再開発事業などのように現在事業化されているものや事業化が予定されていて、今後経費の発生が見込まれるもの、更に生活保護費や自立支援給付などのように、ここ数年、一定の伸び幅が認められる経費もございます。そうした経費を積み上げていくことで推計を行ったものでございます。
- ◆ その下、「(1) 歳入の予測」で、「①特別区税」というものがございます。これにつきましても、近年は世田谷区の生産年齢人口などが増加しているわけでございます。ただ、都下全体では名目賃金指数が若干伸びたという状況にあっても、世田谷区においては、区民所得が減少しているというような傾向も発生しております。そういった過去数年の傾向、及び今後見込まれる税制改正等に基づいて、今後の特別区税の収入を見込んだものでございます。
- ◆ 2ページ以降、歳入の予測について、どのような集計を行ったかについてまとめております。(2)では歳出の予測をしております。
- ◆ 3ページの4に「今後の財政運営の基本的考え方」というのがございます。3ページの一番下、今回の「中期財政見通し」では、後ほどご説明申し上げますが、28年度までの歳入、歳出を重ね合わせますと、財源不足が発生するという見通しを持ってご

ざいます。その財源不足に対しましては、基金の活用、貯金を取り崩すということで、収支を合わせる方法をとるわけですが、今回の「中期財政見通し」ではそうした方法の活用は最小限度に留めたいという考えの下、一定の目標を設定しているものでございます。

- ◆ 続きまして、4ページが一番上、起債、借金に関してでございますが、これにつきましてはプライマリーバランスが黒字の水準、すなわち借りるより返す金額が多い水準の下で借りる金額を設定したいという目標を持って、見通しを立てさせていただいたものでございます。
- ◆ 具体的な「中期財政見通し」の内容は5ページになります。横の表でございますけれども、上の欄が歳入、下の欄が歳出です。左から順に平成24年度、25年度、28年度までの数字が入っております。
- ◆ 歳入の一番上が特別区税で、24年度の欄には24年度予算の数値を入れてございますが、25年度以降につきましては、先ほど申し上げたように、区民所得の伸びの傾向、及び税制改正などを織り込んで、微増といったような見通しを持っております。その下の「特別交付金」、これは都区財政調整に伴う特別区交付金でございますが、これについても微増といった見方をしてございます。「特別区債」、これが借金でございますが、平成24年度では予算額63億8,000万円と書いてございます。これについては、25年度以降は60億円、プライマリーバランスが黒字という意味で60億円を上限として設定しております。その下の「繰入金」でございますが、これは基金からの取り崩しの金額でございます。平成24年度は93億9,700万円、最終的には基金を取り崩すことで収支を合わせた状況になってございますが、25年度は42億円、26年度は35億円と、27年度は25億円というように、25年度以降は繰入を抑制するという形で、基金残高の確保を図っていくという前提としたものです。
- ◆ その下の欄の歳出でございますが、一番上の「人件費」は微減が続きます。「行政運営費」については性質別に区分けしているわけですが、行政運営費の中には「扶助費」などがございます。「扶助費」の典型例が生活保護費でございます。この行政運営費も、この間の傾向を見て、25年度以降増加をしていくと考えてございます。「公債費」というのは起債の返還、すなわち借金の返済額です。これは起債の抑制に伴って、27年度以降は徐々に減っていくという見通しです。「他会計繰出金」は、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度などの費用です。特別会計の内容はこのほかにもございますが、それに対して、制度上の自治体の負担割合に応じて、一般会計からお金を繰り出すわけです。また、介護保険料の負担軽減などのために一般財源から特別会計に繰り出すことがございますが、これについては今後の介護給付金などの伸びを見込んで増加していくと考えてございます。その下に「その他行政運営費」とございますが、これは上に書いていない行政費用、例えば施設の維持管理経費であるとか、様々な補助金などが入っているわけです。これについては今後の推計ですが、事業規模によって増減を繰り返します。「投資的経費」、これは先ほど申し上げたとおり、

都市計画事業などの見通しで数字を計上しているということでございます。

- ◆ 以上の結果としての財政収支でございますけれども、平成25年度でマイナス28億円という収支不足、財源不足が生じるという見通しを持っているものでございます。
- ◆ 6ページをお開きください。推計結果を踏まえた基金残高の見込みを表したものでございますが、棒グラフで平成20年度から28年度までの基金残高の見込みをお示ししています。下の(2)で表になってございます。平成20年度から22年度で、上の段が基金繰入予算額、下の段が決算額と書いてございます。予算計上の時点で、収支を合わせるべく、例えば平成22年度は162億円の基金からの繰入予算を組んだわけですが、最終段階、決算の段階において、いわゆる執行残高が生じるということで基金からの繰入を抑制した結果、実際には75億円しか繰入を行なかったことを示しております。この結果、3か年で121億円、貯金を下ろしている状況にございます。平成25年度以降は先ほど申し上げたとおり、繰入抑制をしていきたい状況でございます。
- ◆ 7ページは特別区債の将来見込みでございます。これにつきましては、起債残高がだんだん減っていくということになります。棒グラフの黒い色の方は償還額でございますが、これについても平成28年度は72億円になっており、減っていくという見通しを持っています。
- ◆ 続きまして、A3の資料、資料6-②でございます。これは数字だけの表でございますが、これは過去の数値でございます。平成元年から平成24年度までの歳入と歳出が書いてございます。歳入については特別区税と特別区交付金です。この2つが世田谷区の収入の約6割を占めます。これは基本的な収入ですが、この特別区税と特別区交付金が平成元年以来、どのように変動しているかをお示ししております。歳出につきましては、先ほどご説明申し上げたように、性質別でこういった金額になっているかという推移をお示ししております。一番下に「合計（財政規模）」と書いてございますが、これが予算規模、決算でございます。平成元年が1,959億円、2,000億円弱です。それが平成24年になると、右下でございますが、2,400億円強に伸びてきているといったものでございます。
- ◆ 表の中で特にご説明申し上げたいのは、色塗りしている部分でございます。これは先ほど申し上げた区税と特別区交付金で、単年度で100億円以上減少したことが過去、平成6年、平成11年、あと平成21年度にございます。ただ、吹き出しで書いてございますとおり、平成6年と11年はいわゆる政策的減税で、これくらい落ちているということでございます。
- ◆ 平成21年度は単年度115億円と大幅に減少してございますが、これはいわゆるリーマン・ショックの影響でございまして、非常に大きな影響を受けたわけでございます。かつ、平成20年から22年までも色塗りしてございますが、これも後ほど見ていただくと分かりますが、3年連続でこういった減少を見たのは、過去、平成元年からはないといったような状況を示してございます。

- ◆ 続きまして、資料6-③をご覧ください。これにつきましても、歳入と歳出について平成元年を100といたしまして、指数で表してございます。
- ◆ 上の歳入でございますが、左上は先ほど申し上げました特別区税の平成元年からの推移です。結論だけ申し上げますと、平成元年の特別区税収入からほとんど変わっていないといったような結果でございます。吹き出しにあるように、平成19年の三位一体の改革による減税、いわゆる住民税のフラット化がございましたが、これは比較的高額所得者の多い世田谷区にとっては、税源移譲と言われていることとは逆に、約100億円のマイナスの影響があったと見ています。そういったこともありまして、特別区税だけ見ますと、平成元年と今日まで水準は変わっておりません。一方、特別区交付金につきましては、都の清掃事業移管などの影響で配分割合が変わっておりまして、1.9倍までに変わっている状況でございます。
- ◆ 歳出について、人件費はほかの年度と比べて約1.2倍、行政運営費は2.1倍ほどになっています。投資的経費については、事業によって増減がございますが、単純に比較すると、平成元年の約半分以下といったような状況です。その下、歳出の民生費でございます。民生費は福祉的予算でございますが、2.56倍になっております。更に民生費の中の社会福祉費と児童福祉費についても増加しております。社会福祉費は、高齢者に関わる経費と障害者の方に関わる経費です。これにつきましては、205億円が44.2億円ということで、約2.15倍。児童福祉費も49億円から、子ども手当の影響もございますが、36.4億円ということで、7.38倍といったような経緯をたどってございます。
- ◆ 最後、資料6-④でございます。これは今、申し上げたことを棒グラフにしたものでございますけれども、上のグラフは先ほど申し上げた特別区税と交付金の推移でございます。下のグラフが特徴的になってございますが、このグラフは上から投資的経費の積立金、その下が積立金を除く投資的経費、ちょっと色の濃いのが行政運営費、一番下が人件費でございます。平成元年の構成比では投資的経費が約40%を占めておりました。これが平成24年度予算では、投資的経費が12%、行政運営費が69%となっております。行政運営費がすべて義務的経費というわけではございませんが、やはり非常に割合が高く、経常収支が87%程度でございます。財政運営の硬直化と言いますか、財政的な余裕がなくなっている状況を示していると考えてございます。説明は以上でございます。

(森岡会長)

- ◆ ありがとうございます。この件に関連しまして、第1部会で使いました年齢別区民税額の資料もございますが、審議会の共有資料とした方が良いことですので、本日、事務局に用意していただいております。それがお手元の資料7でございます。まず、事務局から資料説明をしていただきまして、次に第1部会の大杉委員から簡単な解説をお願いしたいと思います。

(事務局・吉田政策経営部副参事)

- ◆ 資料7をご覧ください。「世田谷区における年齢別課税者数及び区民税額」です。こちらの資料は2月28日に開催されました第1部会で出させていただいたものを編集したものととなります。
- ◆ この資料は、区の課税台帳より年齢別の区民税の課税額を抽出して集計したものです。1は、年齢別区民税額の推移としまして、平成20年度と23年度、そして平成33年度の年齢別区民税額の総額と課税対象者の人数をグラフ化したものととなります。
- ◆ 下の方の図3をご覧ください。平成33年度の数値は推計値となります。これは第1回の審議会でご紹介させていただきました平成23年度実施の人口推計に基づき、平成23年度と年齢ごとの課税者、非課税者の割合、一人当たりの課税額が変わらないものと仮定して、推計をいたしました。
- ◆ 資料7の裏面をご覧ください。平成20年度と23年度の年齢別の一人当たりの区民税額をグラフ化したものととなります。ご報告は以上となります。大杉委員から解説をお願いいたします。

(大杉委員)

- ◆ こちらは私が個人的にというわけではないのですが、審議会において、特に第1部会に関わる議論をしていくうえで、必要な基礎資料の一つとして作成していただきました。ここに出ているような年齢区分別にどれだけの税収があるかという資料は、通常は自治体では作成しておりません。そうした資料をあえて作っていただき、現状として、どのような状況にあるのかを知っておくことが重要だろうと考えたわけです。そしてまた、今日用意していただいた資料では、特に表面の図3のような将来推計的なことも気を利かせて作っていただきました。
- ◆ 直近の財政見通しは財政見通しとしてそれは非常に重要である一方で、現状から見たときにどのようなことが考えられるのかを考察するうえで重要ではないかということで、作成していただきました。
- ◆ これは世田谷区のものしかないので、皆様にとってはどのように考えて良いのか、これはこれとしてグラフからいろいろなことが読み取れるかと思います。すべてについて、私がここで解説するつもりはありませんが、他の自治体、特に東京23区内の世田谷区と同じような周辺区などと比較してみた場合でも、いくつか特徴があるかと思っています。
- ◆ 世田谷区は比較的若いと申しますか、課税対象者の数で見ますと、平成20年にしろ、23年にしろ、20代が非常に多いわけです。特に40代半ば辺りの課税対象者数の多さが、実際の区民税額の多さにつながっているということがあります。他の自治体では通常、50代半ばから60近くの課税対象者が大きな山となるわけですが、課税対象者の若さということが世田谷区の非常に大きな特徴になってくるかと思います。これはまた、将来にわたって、この層が仮に世田谷区にずっと定住し続ければ、

大きな税金を払ってくれそうだというようなことが、単純な考え方ですけれども、言えるかと思います。

- ◆ 裏面のグラフの課税者一人当たり区民税額で見ましても、40代半ばと大体50代辺りの区民税額についてそれほど差がない。これも非常に特徴的です。多くの自治体の場合、40代半ばの課税額よりも、やはり50代から50代半ばの課税額の方が非常に多くなるのですが、その差がほとんどない状況になっているということは、世田谷区の40代の方はがんばっているなという感じはします。
- ◆ また、60代から70代の年金世代の方々の課税額について、あくまでもこれは平均にしかすぎませんので、全員がこれだけの税金を納めているわけではもちろんないのですが、かなり高い水準で、他の周辺区などと比べても、区民税を納めていると考えられます。20代、30代前半までと比べると、区税を納めるという点での貢献はむしろ高齢層の方が多いということになるわけですが、課税額だけで判断はなかなかできないところです。
- ◆ この資料は所得ではなく、あくまでも課税額ですので、少し言いにくいところはあるのですが、なかなか税金を納められていない20代、30代のあり方というものを今後考えていくときに、今から10年、20年後は今の40代が税金を払ってくれそうですが、30年、40年後になるとどうなるのかということも考えておかなければいけないということです。
- ◆ 私からの資料の説明は以上とさせていただきたいのですが、ついでに一言だけ申し上げてよろしいでしょうか。
- ◆ 先ほど財政課長からいろいろな資料を用意していただきましたけれども、皆様は聞いていて、資料の内容がずっと頭に入られた方は非常に少ないのではないかと思います。資料の内容が財政に関するものということもあって、慣れていない方々にとっては理解することがなかなか厳しいということもあります。
- ◆ いろいろな審議会で多様な資料があって、審議会場で資料の紹介だけで時間を費やすのが良いのかどうか、私は少し疑問に思っておりまして、審議会とは別の場で資料の説明をした方が本当は良いのかもしれないかもしれません。こういう資料はやはり区民の方々にも共有するということは非常に重要になってこようかと思いますので、シンポジウムも良いのですが、場合によっては、審議会以外に勉強会、学習会をきちんと設けて、そういう場で資料の内容をしっかりと説明して、区民と情報を共有するということが重要ではないかと思っております。
- ◆ 基本構想を作ること自体が一つのプロジェクトであり、運動論だと私は思っておりますので、そうした方法についても少しお考えいただけるとありがたいということを、ついでに申し上げてさせていただきます。

(森岡会長)

- ◆ 今の件については事務局と検討します。資料の大半は審議会場で出されているので

委員の皆様も読むわけで、別途勉強会という形にしまうと、誰も参加しないというおそれもあるのではないかという危惧も少しいたしますが、それは検討します。

- ◆ 先ほどの財政課長からのご説明、そして今の大杉委員のご説明につきまして、ご質問はございでしょうか。あとでもう一度お読みになって、しばらくしてからまたご質問があったら、部会を出していただいても構いません。
- ◆ 財政見込みについては、世田谷の場合は東京都全体ほどひどくはないという予想だと思います。都庁ではようやく予算が都議会を昨日通ったのですけれども、「東京都全体の20年後など考えたくもない、暗い予想しか立たない。」という声もあります。都の施設で次々建て替えなくてはいけないものもたくさんあるし、高齢者は増えてくるし、これから大変なことになるという声もあります。これは雑談でございますが。
- ◆ このあたりで議題3は終了いたしまして、次に議題4に移りたいと思います。先日の部会の際に、委員の皆様方にアンケートをお配りいたしまして、区が実施する区民意識調査、区政モニターアンケートの設問案をいただきたいとお願いいたしました。その結果、2名の委員から案をいただきましたので、私の方で調整をいたしまして、お手元の資料8のとおり、整理いたしました。こちらにつきまして、簡単に説明していきたいと思います。
- ◆ 資料8でございます。まず、当面、基本構想についての認知度を聞かなくてはなりません。先ほど、松田委員からもお話がございましたが、意外と知らない方がたくさんいらっしゃる現状でございますが、そのことをまず問1で把握しなくてはなりません。
- ◆ 問2は、この基本構想の策定に関心があるかという設問です。そして、問3は少し工夫したのですが、これまでいろいろな調査で、どういう街にしたいかを聞きますと、まず「災害に強い」、「犯罪・事故のない」、「高齢者が安心して住み続ける」といった回答が常にトップ3で上がっている。これらの選択肢を入れますと、大体、これらに回答が集中してしまいますので、もうこれらの選択肢が上がるのはほぼ間違いないということで、そのほかのニーズに丸を付けていただくという形にしております。
- ◆ この「〇〇のまち」という聞き方は、基本構想を作りました他区の区民意識調査でもほとんどこういう形で聞いているということで、それとの比較もしたいということで、こういう形にいたしました。
- ◆ 次の設問はかなり独自のものとございまして、先ほど皆様に見ていただいた世田谷区の現在の基本構想に対する意見を聴くものです。新しい基本構想の策定に向けて、現在の基本構想の内容について、どう考えるかということで、区民の方からご意見をいただく。A、B、C、D、Eそれぞれの項目について、このままが良いか、大幅な入れ替えが必要かということを選択していただく。それから、特に基本構想について重点的に取り入れてほしい項目について三つまで選んでほしいというのが問5でございます。
- ◆ それから、問6でございますが、幸福とか生きがいが問題になりましたが、一人ひとりの幸福度を上昇させていくために、何が重要であるかを問うもので、三つまで選ん

でください、という質問設定でございます。

- ◆ これにつきまして、何かご意見があればお願いいたします。この場ですぐということも大変でしょうから、アンケートの確定までには1週間ほど余裕があるということでございますので、ご意見がある場合、あるいは代案などがある場合には、事務局の方に1週間以内にメールをお願いいたします。アンケートについては印刷などの関係で、これから1週間が修正のタイムリミットだと伺っております。1週間以内に、どうかメールなどでの対応をよろしくお願いしたいと思います。今、特に何かございましたら、どうぞおっしゃってください。

(宮台会長職務代理)

- ◆ 先ほど申し上げたように、日本ほど安心、安全な国はなく、日本ほど便利で快適な国もないのですが、日本の自殺率は米国の4倍です。日本の幸福度は過去75位から90位の間を低迷しております。「国民生活選好度調査」を見ますと、概ね国民のニーズに対して、行政や市場は応えております。しかし、人々は幸福でなく、自殺しているのです。
- ◆ つまり、これは分かりやすく言えば、人々の便利、快適、安全、安心というニーズに応えて行政が何かをやり、住民が行政に任せている結果なのです。行政が住民のニーズを探ることも非常に重要なのですが、住民ニーズがこうだから行政がこうあるべきという結論にはならないということで、釘を刺しておきたいと思います。

(森岡会長)

- ◆ ありがとうございます。確かに日本の自殺率は非常に高くて問題でございます。とりわけ、高齢者の自殺率が高いということは前々から問題になっておりましたが、近年は50歳代の自殺率が高まっていて、これは不況などの影響ですが、自殺率の推移は、昔から社会学者が一番関心を持つところでございます。そういう意味では、日本でなぜ自殺率が高いかということについてはいろいろな説がございしますが、今後も考えていかねばならないことでございます。世田谷区で基本構想を考えるときは、「世田谷区民は自殺しません」というくらいの意気込みで、基本構想を作っていけないといけないという気もいたします。
- ◆ この設問案につきましては、委員の皆様からメールなどでご意見をいただいたうえで、私どもの方で調整いたしまして、それを区の提案としていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。
- ◆ それでは、一応、皆様方のご協力のおかげで、予定の議題がすべて終了いたしましたので、事務連絡をお願いしたいと思います。まず、私からでございますけど、先日の部会で、区が実施する区民参加の取組みにつきまして説明がありましたけれども、その中で6月に、実は6月30日なのですが、区民ワークショップを実施するというご報告がありました。日程なども今申し上げたように、決まったようでございますので、

その点につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局・吉原政策研究担当課長)

- ◆ それでは、今、会長からお話がありました、区民参加のワークショップの現時点での検討内容についてご報告をさせていただきたいと思います。
- ◆ 実施方法の詳細については、現在検討中でございますけれども、資料の9にございますとおり、実施の日時は、6月30日の土曜日を予定してございます。時間は大体10時くらいから夕方5時くらいまでかかるのではないかとということでございます。当日のプログラムは一応参考として、見開きのとおりでございます。
- ◆ 会場につきましては、人数の関係もございますけれども、こちらの第2庁舎の区議会の大会議室と上の5階の委員会室、もしくは第3庁舎の方にブライトホールを確保してございます。参加の人数によって会場が広がったり、若干縮まったりということがありますので、このあたりを今、全部押さえているところでございます。
- ◆ 対象でございますけれども、住民基本台帳の中から無作為に抽出をしました18歳以上の区民の方、約1000名程度の中でご参加の意向を示した方を対象にしたいと考えておりまして、午前、午後でグループ構成を変えるなどの工夫をしたいというふうに考えてございます。当日は公開で行いたいと考えております。
- ◆ 審議会の委員の皆様には、大変お忙しいと思いますが、ご参加いただければ幸いです。特に12時から1時、それから3時半から4時くらいを想定してございますけれども、各グループから意見がまとまったら、提案などの発表の時間を考えてございます。今時点ではこういった内容でございます。以上でございます。

(森岡会長)

- ◆ ありがとうございます。私からも委員の皆様には是非、このワークショップにご参加いただきたいと思います。そうは言いましても、6月30日は朝からずっと参加してくださいと申し上げているわけではございません。区民の方の提案発表の時間帯、具体的には午前の部では12時から13時の1時間、それから午後の部では15時半から16時半の1時間、このどちらかでも結構でございますので、是非とも参加して、区民の方々のご提案を聞いていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ◆ では、事務局から何かほかに連絡事項がございますでしょうか。

(事務局・吉田政策経営部副参事)

- ◆ 次回の日程ですが、本日の次第の最後に、次回予定を書かせていただきましたけれども、次回は第1から第3のそれぞれの部会となります。
- ◆ 第1部会につきましては、5月26日土曜日の午前10時から、第2部会は5月14日月曜日の18時30分から、第3部会は4月25日水曜日の18時から、それぞれ開催をいたします。ご通知などにつきましては、改めて送付をさせていただきます。

また、本日の議事録につきましては、1週間程度で、メールなどでお送りさせていただきますので、ご確認くださいませよう、よろしくお願いいたします。事務局からは以上となります。

(森岡会長)

- ◆ これをもちまして、本日の審議会を終了いたします。長時間、ありがとうございました。

午後7時47分閉会